

## 第七号

## 徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年六月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の十三中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

附則第十一項中「百分の四」を「百分の一・八」に改める。

附則第十二項中「四分の〇・八」を「一・八分の〇・八」に改める。

附則中第十八項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（法人の事業税の税率の特例）」を付し、第十九項を削り、第二十項を第十九項とし、第二十一項を第二十項とし、第二十二項の前の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（自動車税の税率の特例）」を付し、第二十三項を第二十二項とし、第二十四項から第二十七項までを一項ずつ繰り上げ、第二十八項の前の見出しを削り、同項を第二十七項とし、同項の前に見出しとして「（個人の均等割の税率の特例）」を付し、第二十九項を第二十八項とし、第三十項から第三十二項までを一項ずつ繰り上げ、第三十三項の前の見出しを削り、同項を第三十二項とし、同項の前の見出しとして「（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例）」を付し、第三十四項を第三十三項とし、第三十五項を第三十四項とし、第三十六項を第三十五項とする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（法人の県民税に関する経過措置）

2 改正後の徳島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する

事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

3 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方活方向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

4 地方活方向上地域内における県税の不均一課税に関する条例(平成二十七年徳島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中「及び第十九項」を削る。

#### 提案理由

地方税法の一部が改正され、法人の県民税の法人税割の税率が引き下げられること、及び地方法人特別税等に関する暫定措置法が廃止されることに伴い、所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。